

別表3 郵便投票のできる方

	戦傷病者手帳	身体障害者手帳
両下肢機能障害	特別項症から 第2項症まで	1級もしくは2級
体幹機能障害		
移動機能障害	特別項症から 第3項症まで	1級もしくは3級
心臓機能障害		
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう機能障害		
直腸機能障害		
小腸機能障害		
肝臓機能障害		
免疫障害		
介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方		

別表2 不在者投票指定施設（町内）

病 院	清水病院 皆野病院
老人ホーム	ケアハウス 悠う湯ホーム 特別養護老人ホーム 悠う湯ホーム
その他施設	カーサ・ミナノ



手続などの詳細については、選挙管理委員会へ  
お問い合わせください  
皆野町選挙管理委員会（総務課内） ☎62-1231

# 国民年金保険料の 免除制度があります

経済的な理由や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、  
申請し承認されると保険料が免除されます。

## 届け出・申請にあたって

- ①申請先は、町民生活課保険年金担当です。
- ②免除の承認は、申請をした月の属する各年の7月までさかのぼります。
- ③法定免除以外は、毎年申請が必要です。ただし、全額免除と納付猶予に該当する場合は、希望により翌年手続きをしなくても継続申請できる制度があります。

## 免除が承認されると

免除や納付猶予が認められた期間は、年金を受ける資格期間に算入されます。ただし、将来受ける老齢年金の金額は少なく計算されます。

なお、免除や納付猶予期間は10年以内に保険料を納める（追納する）と、通常納めた場合と同じように年金が計算されますので、より多くの年金を受けるために追納をおすすめします。

## 免除・納付猶予制度の種類

- 法定免除（下記条件に該当している期間）  
次のいずれかに該当したときは届け出によりその間の保険料は全額免除されます。
  - ①障害年金（1級または2級）を受けているとき
  - ②生活保護法による生活扶助を受けているとき
- 申請免除（7月から翌年6月までの期間）  
所得の減少や失業などで保険料を納めるのが困難なときには、本人の申請によって保険料の納付が免除（全額・4分の3・半額・4分の1）されます。本人・配偶者・世帯主の前年所得による審査があります。
- 若年者納付猶予（7月から翌年6月までの期間）  
30歳未満の方（学生を除く）で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27-6561  
町民生活課保険年金担当 ☎62-1232